



日本による法整備支援における通訳・翻訳についての小論 : 誤訳を避けつつ誤解を恐れず

身玉山, 宗三郎

(Citation)

六甲台論集. 国際協力研究編, 11:65-88

(Issue Date)

2010-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81002151>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002151>



日本による法整備支援における通訳・翻訳についての 小論

—誤訳を避けつつ誤解を恐れず—

身玉山 宗三郎（旧姓 河田）¹

目次

- 第1 問題の所在と本稿の目的
 - 第2 法整備支援における通訳・翻訳の重要性
 - 1 現時点での法整備支援における通訳・翻訳の位置づけ
 - 2 法整備支援における通訳・翻訳の困難性
 - (1) 正確な翻訳の難しさ
 - (2) 言葉の創造の難しさ
 - (3) 司法通訳と法整備支援における通訳・翻訳
 - 第3 日本での法継受における翻訳
 - 1 明治期における法概念の継受と法律概念の翻訳
 - 2 現代における法概念の継受と誤読：発展的誤解
 - 第4 総括と提言
 - 1 被支援国における通訳翻訳人育成の支援コンポーネント化
 - 2 日本による法整備支援における責任ある通訳・翻訳の位置づけ
 - 3 法整備支援において要望される通訳翻訳人像
 - 4 法整備支援における通訳・翻訳費用予算等についての旧 JBIC 部門との連携
 - 第5 おわりに
 - 1 今後の研究課題
 - 2 結び
- 参考文献

¹ 名古屋地方裁判所登録法廷通訳翻訳人・英検1級・インドネシア語検定A級・元 JICA インドネシア司法改革支援企画調査員・法学士・総合政策修士。

第1 問題の所在と本稿の目的²

日本の支援により成立した法令には、日本法の内容の影響の他に通訳・翻訳の影響が及んでいる³。すなわち日本による発展途上諸国に対する法整備支援の種類の一つとして、日本人法律専門家による法律草案の起草支援が挙げられる⁴が、起草支援においては日本法専門家が日本法の知見を活かすことになるどころ、そうした日本法のよい部分、当該被支援国で適用可能な部分は、成立した法令を通して被支援国の国民生活に影響を及ぼす。ここで見落としてはならないのは、日本人法律専門家は必ずしも被支援国の言語や既存の慣習や法に通じていないことである。そこで現地の学者、司法省役人や裁判所職員等立案担当者等⁵と共同作業をすることになるが、この共同作業の際、法の概念の伝達や相互理解のために必要なのが、異なる言語の相互変換⁶即ち通訳・翻訳である。

さらに法整備支援の成果として成立した被支援国の法令は支援事業の費用を負担した日本の納税者に対する説明と裨益のため日本語に翻訳される必要があり、実際翻訳されている場合もある⁷。

他方、従来国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）の実施する専門家派遣事業においては、通訳・翻訳については各専門家が語学修得努力をして自力で行う⁸ものとされる傾向があり、技術移転業務のツールとしての位置づけは必ずしも高くなかった⁹。また、JICAにおける通訳・翻訳に対する認識の低さの現れとして、通訳・翻訳予算措置に対する躊躇が目立つ¹⁰。

² 本稿においては、Translation を通訳・翻訳を意味する共通の英語と捉え、Interpretation は解釈と捉える。また口頭による Translation を通訳と呼び、文書による Translation を翻訳と呼ぶことにする。本稿は、神戸大学大学院国際協力研究科 2008 年度後期法整備支援論講座における論点の一つとして、カンボジア法整備支援専門家として派遣された眞鍋佳奈弁護士が通訳・翻訳の重要性を取り上げたこと（眞鍋（2008））、および、2009 年 1 月 16 日に行われた第 10 回法整備支援連絡会において、稲葉一生法務省法務総合研究所国際協力部長が「法整備支援の現状と課題」と題して行った発表において通訳翻訳人養成を課題に掲げたこと（稲葉（2009））を契機に起案された。

³ 竹内（2008）106 ページでは、「ある国の新しく成立した法律に日本で学んだ事項が取り入れられている事実を、後に参加した研修員から聞いたりした時」、努力が報われ、この仕事に携わることができて良かったと思える、という。

⁴ ICD News 第 7 号、第 16 号他。亀卦川（2008）では、法整備支援には、基本的に、①基本法の起草支援、②司法機関の制度整備支援、③法曹人材養成支援、という 3 つの内容を持っているとされる。

⁵ 日本人の当該国法専門学者も関わる。

⁶ Newmark（1991）43 ページにいう通訳・翻訳の 5 つの目的の内の第 2 の目的である。

⁷ 国際協力機構（平成 19 年 1 月）他。法務省法務総合研究所国際協力部や国際民商事法センターがウェブサイトでは支援を行った法令の日本語訳を公開している。

⁸ このような手法も、明治期のタイにおける政尾藤吉のように米国で民法博士を取得した上、外務省の委嘱によりシャムでの 16 年間の滞在が認められた場合には十分機能するであろう（小貫（2008）3 ページ）。

⁹ 外務省（2001）は、前年度の「専門家派遣制度調査報告書」などで提起されていた問題の一つである「語学のサポート（翻訳に関する）体制が弱い」という課題に対して①一定額の予算は確保されている、②資料の翻訳などは、十分自力でできるとの専門家のコメントも多かったとして、深刻な問題ではないと結論づけている。筆者の直接の経験からも、専門家派遣前研修時などにおいて、予算的理由から牽制的に「通訳・翻訳は原則として公費では利用できない、自身の語学力向上を第一としてほしい」旨の要請を受けることが多かった。プロジェクト形成時においても、通訳・翻訳の予算計画への組み込みは抑制的であるので特段の強調が個別に必要となる（国際協力機構社会開発部（2007）12 ページ）。もっとも、国際協力の現場においては真に必要なことの理由を明示できれば、公費による通訳・翻訳の利用は可能であった。しかし、非常なエネルギーを要する。さらに、第 8 回法整備支援連絡会での議論（ICD News 第 31 号 74 ページ）参照。通訳翻訳人の感じる予算面での切なさについて、岡林（2007）171 ページ参照。

¹⁰ ICD News 第 35 号 72-75 ページにおける、山下内閣参事官、佐藤 JICA 専門員のやり取り。山下内閣参事官が「（法整備支援における翻訳・印刷の予算について）いつも森脇先生が言っていましたが、道路の予算に比べたら 10 センチくらいで足りるんじゃないか」と発言したのは印象的である。佐藤 JICA 専門員が「本当にそこは実際にプロジェクトを設計する段階で検討すべき課題だ」として、反対に言えば進行中の事業に

本稿の目的は、法整備支援における通訳・翻訳について、強調してもし尽くせないその重要性を指摘し¹¹、より発展的な観点からの通訳・翻訳の位置づけを提言することにある。

第2 法整備支援における通訳・翻訳の重要性¹²

1 現時点での法整備支援における通訳・翻訳の位置づけ

ここで亀卦川（2008）に倣って、現時点での法整備支援における通訳・翻訳の位置づけと困難性を見てみよう¹³。亀卦川（2008）によれば法整備支援における通訳・翻訳活躍場面は次の通りである。

（例）

- 1 本邦研修コーディネーター（JICE¹⁴）
- 2 調査団又は現地セミナーの通訳
- 3 日本側作業部会と相手国担当者との協議の通訳
- 4 条文草案、解説、教材資料等の翻訳

（出典：法整備支援と通訳翻訳業務（亀卦川（2008））

そして、国際協力部の教官¹⁵は、相手国の言葉について挨拶程度は可能であるが、日常会話ができるとい人はまずいないとし、今後も難しいとする。他方、相手国側がフランス語やロシア語に堪能であることはあっても英語は話せないという場合もあるという。そうすると、英語を媒介とする意思疎通は不可能となる¹⁶。

そういった、いわゆる少数言語国の法整備支援での支援コンポーネント実施のための不可欠のツールとして通訳・翻訳が位置づけられている。

2 法整備支援における通訳・翻訳の困難性

次に亀卦川は「法律の通訳の難しさ」と題して、法整備支援における通訳・翻訳の困難性について論ずる。まず、法整備支援業務における通訳の特徴と、司法通訳との間には基本的には違いがないとする。ただ、捜査公判における通訳と法整備支援業務における通訳では、比重の置き方が違うとする。そして法整備支援業務における通訳の特徴を次のように示した。

関しては予算措置の余地はないかのように応答していることは、前年の第8回連絡会での発言と比較して問題認識が低下しているようにも見える。

¹¹ 田中（2008）150 ページでは、「言語が非常に重要な法律分野において、通訳・翻訳はプロジェクトの死命を決する死活問題であり、良質の通訳を継続して確保すること及び翻訳の精度を保つことは非常に重要である。」とする。

¹² 法整備支援における通訳・翻訳の重要性は様々なアクターにより様々なフォーラムにおいて繰り返し直裁に強調されている。例えば、上原（2008）57 ページ、法務省法務総合研究所（平成15年）資料14-1 など。

¹³ 亀卦川（2008）

¹⁴ Japan International Cooperation Center（財団法人日本国際協力センター）

¹⁵ 現役検察官および出向中の現役裁判官である。

¹⁶ 亀卦川（2008）86-87 ページ

- 1 捜査公判における司法通訳との違い
「日常用語」＋「専門用語」
- 2 「事実の通訳」＋「観念の通訳」
→観念・用語の欠如 大陸法系と英米法系の違い
- 3 言葉の創造の難しさ
- 4 正確な翻訳の難しさ
→日本の「法令用語」＋「法令文ルール」の理解

(出典：法整備支援業務における通訳の特徴（亀卦川（2008））¹⁷

以下ではこの分類を援用して議論を進めたい。但し、①正確な翻訳の難しさ、②言葉の創造の難しさ、③司法通訳と法整備支援における通訳・翻訳の3分類とし、議論の順序も変更した。

(1) 正確な翻訳の難しさ

ア 法令用語独特のルールに基づく困難性

亀卦川（2008）は、法整備支援における通訳・翻訳の難しさとして、日本の法令用語や法令文の独自のルールを掲げる。例えば、法律文書中「その他」という言い方と「その他の」という言い方があり、この「の」がつくか否かで法令用語として全然意味が違い、このあたりのことは、日本人でもまず読んで理解できない、という¹⁸。

イ 法整備支援における通訳・翻訳実務担当者の悲鳴

実際、法整備支援における通訳・翻訳実務担当者もその独特の困難さを痛感している。

まず岡林（2007）は、法整備支援における通訳の特徴として書き言葉を口頭で発言することを挙げ、これは通訳にとって最も嫌なタイプの発話とする。なぜなら、構文が複雑で、従属節が多く、列挙が長くなりがちで、注意していないと係り受け関係が分からなくなる法令調の文章は、口頭で一息に言われてもとても記憶できないからである¹⁹。

竹内（2008・12）は、いわゆるマルチ研修²⁰で英語による研修を担当するが、初めて法整備支援での研修通訳をしたときの思い出として、相当な準備をしていたにもかかわらず、口頭で「親告罪」という言葉に遭遇し、「しんこく？」、「深刻？」、「申告？」といった言葉が頭の中を駆け巡り、真っ白になってしまったという²¹。また、竹内（2008・6）では、法整備支援特有の困難性として抽象的な概念を正確に伝えなければならない点を挙げる²²。この点、例えば理系分野の通訳の場合は、理

¹⁷ 番号の振り方は原典（亀卦川（2008）87ページ）のまま。

¹⁸ 亀卦川（2008）89ページ。但し日本人が読んでも理解できない法令用語を使用している日本の法律実務にも問題があろう。法令用語の平易化という課題は洋の東西を問わず昔から現在まで課題であり続けている。イギリスには法令用語の平易化を命ずる法律がある（水野（2006）119ページ）。

¹⁹ 岡林（2007）173ページ（ウズベキスタン担当）。

²⁰ 複数の国々からの研修員を受入れる本邦研修。

²¹ 竹内（2008・12）103ページ。

²² この点、Newmark（1991）146ページも「政治的言語の翻訳」は「抽象概念の抽象化」としてその困難性を指摘している。

解困難な内容を通訳しなければならない状況に遭遇しても、絵を描いてみたり物を見せることで相互理解を図ることができるが、法整備支援の場合は無形のものを的確な言葉で表現しなければならず、しかも辞書で調べた単語が本当にピッタリと当てはまっているのか、日本語での法律用語の意味と英語の法律用語の意味を理解しなければ判断できない²³困難さがあるという。

インドネシア法整備支援での本邦研修は当初英語で行われることが想定されていた²⁴が、当時の山下輝年法総研教官の配慮で、インドネシア語の通訳担当者が補助的に配置された。呼子（2008）は、第1回（2002年）本邦研修から漸次貢献の度合いを高め、インドネシア法整備支援における通訳・翻訳の中心となり、JICAネットを使用したアチェ津波被災民のためのADRセミナーでは、呼子氏以外のインドネシア語通訳人のセッションと比較して明らかに研修員の理解度が高まっていることを筆者は目の当たりにした²⁵。インドネシア最高裁判所副長官（当時）のマリアナ副長官が自分自身参加した本邦研修を評して「全員が協議に参加できたことが素晴らしい」と述べたとされ、英語で研修を行ったのでは得られない効果が実感されたという。そしてこの発言から、「自分たちが主体的に選択・決定するのだ」という副長官の強い意志²⁶が感じられたという。実際インドネシアでは、相当な高官でも英語を堪能に話す者は少なく、いわゆる意思決定レベルでもそうである。そのため、英語で事足りると思い込み、日本側の意思を一方的に英語で伝えて、本当に伝わったと勘違いしていると、後で痛い目を見ることも多い。

インドネシアでは、オランダ植民地時代の基本法令と概念が脈々と生きており、非公式訳により実務が動いている²⁷。呼子（2008）も当初は例えば「時効の中断」という言葉に遭遇した時、その日本法における意味を理解していたが、インドネシア語では説明的に訳したところ、実は一言でい換えられる法令用語がインドネシア語にあることに気づいたという²⁸。つまり、ここでは日本法の用語を知っており、インドネシア語に堪能であっても、独特のインドネシア法令用語に通暁していないと正確な通訳ができないという困難性が見られるのである。

坂野（2003）は法学部出身で日本法の概念を理解し、かつクメール語（カンボジア語）を自由自在に扱えるいわゆるスーパー通訳人²⁹であるが、それでも法整備支援における翻訳の困難に直面し様々な工夫によって問題を克服してきた。大きな問題の一つとしては、法整備支援によって導入される概念に対応する言葉がないということが挙げられるが、この点は次節で述べる。言葉が一応存在していても正確な翻訳が困難な場合として、①同じ言葉でも昔使っていた言葉と現代における意味が異なってしまうという場合、②言葉自体はよく知られた言葉であっても、それに特別な意味合いが加わっている場合、③もともとの制度とこれから作ろうとしている制度が違ってしまうので、言葉としてあるいは概念としては似ているのだけれど、そのまま使うと意味がぶれて

²³ 竹内（2008・6）319ページ。

²⁴ 呼子（2008）192ページ。この英語で対応しようという姿勢が既にJICAが法整備支援における言葉の重要性を理解していない証左のように思われる。

²⁵ 河田（2007a）156ページ。他に国際会議における遠隔通訳が通訳人の通常以上の体力・精神力の犠牲の上に成り立っていること、発話者の表情がよく観察できないために通訳が通常以上に困難であることについてUN(2001)参照。

²⁶ 呼子（2008）196ページ。

²⁷ 平石（2007）141ページ。

²⁸ 呼子（2008）195ページ。

²⁹ 亀卦川（2008）90ページ。

しまう場合を挙げる³⁰。①の例として「組合」と「会社」、②の例として「占有」の所有との境界線、③の例として旧フランス制度における「保全」と日本の支援による新民事訴訟制度における「保全」を挙げている。さらには、日本側の民事訴訟法の担当の先生方ごとの概念の捉え方に差がある場合に、日本の支援による民事訴訟法草案の日本語条文の間に意味の齟齬がある場合、翻訳者は非常な困難に直面するとし、誤訳や誤解を招くおそれがあるという³¹。

ウ 誤訳を避ける

(ア) 誤訳とは

ここで少し法整備支援に限らず広く通訳・翻訳に伴う困難性特に誤訳の危険性とその予防を見てみたい。

中村（2001）は、「翻訳とは宇宙で最も複雑な作業だ」という見方を紹介し³²、翻訳のあるべき姿の理想型を次のカール・ドームというドイツ人の題辞が表現しているという。

「私はかくして次のことを基本原則として自らに課したのである。即ち厳密この上なき良心と顕微鏡的精確さとを以て、ケンペルの言わんとした意味と内容とを、少しも変えることなく、決して何事も付け加えず、何事も削らず、しかしまたこの不変のままの内容を、ただ歴史的忠実さが損なわれぬ限りに於て、なるべく読みやすく、且つ洗練された文体で提供すること。（カール・ドーム『日本誌』（小堀桂一郎『鎖国の思想』より）」³³

これだけ見ても、二つの異なる言語を右から左へ訳すだけと捉えられがちな作業の困難さ、厄介さが伝わってくる。中村（昭和 48）では、「翻訳とは二つの言語の接点を見出すことであり、」としそれに続く非常に長い一文の定義を与えている³⁴。この定義は比喩的であるが上述の竹内（2008・12）の直面した困難の様子が目に見えるようである。

中村（1989）では、翻訳を分けて、標準訳、名訳、悪訳、誤訳とする³⁵。さらに誤訳を 3 種類に分けて、①不注意による間違い、②原文理解が出来ていないために生じるもの、③原文理解はきち

³⁰ 坂野（2003）94-95 ページ。

³¹ *Ibid.* 96 ページ。

³² 同様に、和田垣博士が『吐雲録』の中で「たてのものを横にしたり、横のものをたてにしたりする程面倒な仕事は無い」と述べたとされる（穂積（大正 5・48））。

³³ 中村（2001）iii。

³⁴ 「翻訳とは二つの言語の接点を見出すことであり、翻訳者はたえず自国語の語彙や表現の総体である歯車をフル・スピードで回転させておいて、それに接している外国語の本や記事という小さな歯車の一つの歯（A としておく）である当面の原文の中の単語や表現になるべくぴったり対応する自国語の単語や表現を、その A 歯が通過してしまわぬうちに、全速力で回転している大きなほうの歯車の歯の中から見つけだし、大きな歯車の中のその一点を暫時、小さな歯車のあの A 歯と噛み合わせたままにして、二つの歯車を、その訳語を書きくだしてしまうまで停めておき、そうしてからまた、両方の歯車を――一方はゆっくりと、他方は全速力で一回転させなくてはならないのであり、この過程を円滑迅速に進めるには、大きなほうの歯車が大きければ大きいほど良く、また、その回転が速ければ速いほど良いのである。」との定義。中村（昭和 48）18 ページ。また、「翻訳とは原文をそれにもっともびったりする日本語で表現し直すこと」とも定義する（中村（昭和 57）219 ページ）。また、翻訳対象の「二つの言語は完全に相呼応する対応物として存在するのではなく、ある一つの普遍的潜在言語のさまざまに異なったあらわれとして独自に存在している、と仮定したほうが生産的である」という（*Ibid.*）。

³⁵ 中村（1989）7 ページ。標準訳とは二カ国語に堪能な人が、理解不能なところや、多少の意味のずれなどが出てきたとしても全体としては意味の通る訳文、名訳とは主に美的価値という点で、標準レベルよりも上を行っている翻訳、悪訳とは文法的、語法的にいくら正しくても、美しさという点では水準に達していない訳文、誤訳とは文法的、語法的に間違いが多い訳文とする。

んと出来ていても、日本語の知識不足³⁶のせいで、うっかり訳文に間違った日本語を書くもの、とする。

(イ) ポツダム宣言「黙殺」誤訳神話³⁷からの示唆

鳥飼 (2001) は「原爆投下を招いた一つの言葉」と題して、外交上の誤訳の最たるもの³⁸としてポツダム宣言「黙殺」誤訳神話を示す。これは、太平洋戦争終結直前に鈴木貫太郎首相がポツダム宣言に対して「黙殺」するとの談話を発表し、それを同盟通信社が「Ignore」と翻訳し海外へ打電し、さらにそれをニューヨーク・タイムズ紙やアメリカ政府側が「Reject」とパラフレーズしなければ、広島に原爆は投下されなかったであろうという神話を指す。この神話には様々な問題を含むのだが、筆者が調査したところでは「原爆投下は誤訳に因ってなされたのか³⁹」ないし「ポツダム宣言に対する談話の「黙殺」が実際とは別の英語に訳されていれば、原爆は投下されなかったのか」という問いに対する答えはノーである⁴⁰。もっとも誤訳に相当する事実があった可能性はある。

ただこの神話から、法整備支援における通訳・翻訳が学ぶべき教訓はある。即ち、このポツダム宣言「黙殺」神話において戦後長らく自責の念にとらわれ続けた⁴¹者としては、「黙殺」談話を発表した鈴木貫太郎首相⁴²と「黙殺」発言を英訳して、海外へ伝える仕事にあった⁴³者があり、十分誤訳を排除でき、責任の所在がはっきりした翻訳体制が構築されていれば少なくとも後者の苦悩は防げ

³⁶ この点、明治期の法継受において箕作麟祥は、蘭学者であった祖父箕作阮甫や地理学者であった実父省吾、幕府蕃書調所教授手伝であった叔父の秋坪（適塾で福沢諭吉と同窓）、動物学者の従兄弟の元八、東京帝国大学理科大学長であった従兄弟の佳吉等に囲まれた博学であったが、それでも、法律用語の案出にあたっては、国語漢文の素養の深かった辻士革という人を相談相手としたという（三ヶ月（昭和 53）292 ページの注）。なお、美濃部達吉、鳩山秀夫および末広巖太郎は箕作秋坪の姻戚（孫の婿）である。

³⁷ 神話と結論づけたのは筆者である。鳥飼 (2001) は、「黙殺」誤訳と原爆投下の因果関係を肯定する論旨である。

³⁸ 鳥飼 (2001) 24 ページ。

³⁹ 中村 (1997) 26 ページ。但し下線部の漢字は筆者があてた。

⁴⁰ 結局、「黙殺」の訳には関わらず、広島に原爆は落とされていたであろう。ポツダム宣言の受諾（プラス）、無視（プラスマイナスゼロ）、拒否（マイナス）と分けるならば、プラスの場合にだけ、原爆投下回避の可能性があったと思われる。即ち日本政府が 1945 年 8 月 10 日ないし、8 月 14 日にとった行動（受諾＝プラス）を 7 月末頃の時点ですべてしていなければ、アメリカはポツダム宣言よりも十分以前に用意していた計画に沿って、通常兵器の命令系統（新兵器である原子爆弾が実戦で成功するか否か不明であった事も関係する）により意思決定としてはごく簡便に原爆を投下していたであろうし、実際そのように投下された。日本政府の降伏意思決定によって決定的な決め手はソ連参戦であった。鈴木貫太郎首相と東郷茂徳外相は「黙殺」神話とは裏腹に迅速な終戦を目指し、かつ成功したと評価すべきであり、阿南惟幾陸相の言動と自刃は終戦前夜の陸軍によるクーデターの動向を最小限に食い止めたと評価すべきであると思う。また、資料から 8 月 14 日のポツダム宣言受諾はおそらくアメリカ政府・軍部にとって予想外の早いものだったと考えられる。この意味で、8 月 14 日よりずっと前にポツダム宣言「受諾」がなされなかったことにより広島や長崎の原爆投下を計画通り実施され、かつ、ソ連の北東アジアへの侵攻を未然にシャットアウトできなかったことは残念であるが、現実の歴史は 8 月 14 日以降に降伏していた場合よりもましなシナリオであったことは疑いがないと思う。参考文献中関連のもの参照。特に仲 (2000) の見方が結果的に筆者の見解に近いことが分かったが筆者はアメリカの大統領図書館の公文書を中心に原典に当たった。法令文書を始めとする公文書保存の点でも、アメリカが 930km の所蔵文書書架延長を有するのに対して日本は 48km であり、これは日本より規模の小さいドイツの 300km に比べても見劣りする（高山 (2009)）。

⁴¹ 仲 (2000) (上) 41 ページ他。

⁴² もっともこの点についても、鈴木貫太郎首相は中村 (1997) が述べているような戦中の言語感覚の麻痺に基づいて「黙殺」発言したのではなく、宣言受諾を勧める外務省と拒絶を求める軍部に挟まれての苦渋の表現だったのであり、この場合の自責の念とは、軍部の反対を押し切っても受諾するべきだったという後悔であると思われる。

⁴³ 仲 (2000) (下) 124 ページ。

たであろうという教訓である。

(ウ) 現代に続く日本法令中の首をかしげたくなるような表現

横井 (1972) は、日本が第二次大戦後に占領されていた時代に作られた法律の中には、ところどころ首をかしげたくなるような表現が見受けられるとし、刑事訴訟法第 159 条第 2 項の「前項の証人の供述が被告人に予期しなかった著しい不利益のものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる (下線部は筆者による) 44。」を挙げている。確かに正文というには日本語としての自然さに欠ける。第二次大戦後にそれまでいわゆる大陸法系といわれた日本の法体系に英米法が特に刑事訴訟法⁴⁵、競争法、労働法の分野でハイブリッド的に導入されたことはよく知られている。明治期の主体的且つじっくりとした取り組みと異なり速成的だったことが特徴であり、GHQ から出された条文草案⁴⁶の一部に杜撰な即訳が行われて誤訳や誤植がそのまま放置された可能性がある。現在この条文は逆に英訳されて公開されている。それによれば、この条文は「When the testimony of the witness prescribed in the preceding paragraph is unexpected and extremely disadvantageous to the accused, the accused or his/her counsel may request the court to examine other additional necessary matters (下線部は筆者による) .」とされる⁴⁷。この訳文から判断しても日本語の条文は本来「被告人にとり」、「被告人に対して」、「被告人のために」などとなっているのが自然ではなかろうか。「to」だから「に」と⁴⁸、先ほど掲げた誤訳の第 3 パターンに相当する間違いが放置されているのではないか。実務においては合理的に読むだろうから実害はないであろうが、それこそ日本語感覚が麻痺して、またはへそを曲げて「被告人に予期しなかった」のどこが日本語としておかしいと実務法律家がいい始めたら日本自体の法整備の将来は暗い。

(エ) 誤訳を防ぐ

中村 (2003) は誤訳を発見し修正し結果として成果物における誤訳の残存の予防方法として「挟み撃ち戦法」を提案する。文法つまり構文分析で攻めてみて行き詰まったら、文脈を基に文意を推

⁴⁴ 横井 (1972) の他、石川 (2008)、名古屋大学 (2009)、内閣官房 (2009) でも確認したから現時点で誤植ではないと思われる。

⁴⁵ 団藤 (1997) 参照。当時は団藤博士を含め刑事法関係で英米法をやっている人はほとんどおらず (110 ページ)、GHQ のオプラー博士 (ドイツ人でナチスに追われるまではベルリンの最高行政裁判所判事を務め大陸法に明るかった) やブレイクモア弁護士等と交渉して立案したという。

⁴⁶ 例えば現行刑事訴訟法の 321 条の関係。団藤 (1997) 128 ページでは、「例えば、現行法の 3 2 1 条の関係は初め向こう (GHQ) が 320 条だけ持ってきた。」と述べ、GHQ 側も相当程度自前の条文草案を交渉のテーブルに持ってきたことが読み取れる。

⁴⁷ 名古屋大学 (2009)、内閣官房 (2009)。このように外務省や JICA を離れたところで着々と日本法の英訳・公表は進んでいる。これは IDC News 第 35 号 72-75 ページで、山下内閣参事官が述べたとおり比喩的に言って道路工事の 10 センチくらいの予算で相当な翻訳ができること、内閣官房等はその重要性を認識していることを示しているのではないか。外務省や JICA も法整備支援における通訳・翻訳の予算面での軽視を改めるべきではないだろうか。

⁴⁸ 既に示した通り亀卦川 (2008) 89 ページでは「の」があるか否かで意味が異なるといい、アダム・スミス (1761) 420 ページも「近代諸言語において、古代の格の位置をしめている前置詞(to, of, for, with, by, above, below など)は、他の全てのなかで、もっとも一般的で抽象的で形而上学的であること、したがって、おそらく最後に発明されただろうということは、述べておく値うちがあるだろう。」とする。「to」だから「に」と安直に扱うことは賢明ではない。

し量り、それでも壁にぶつかったら、再び文法に戻るという過程を繰り返す⁴⁹方法である。次の二つのチェックポイントで引っかかりがあればどこかで誤訳したと思ってよいとする。

- ・ 話の筋道が通っていない場合。
- ・ 英文法に違反する解釈をした場合⁵⁰。

いいかえると、語義の理解を含む文法的構文分析と、常識と論理による文全体の意味内容把握という二つの方向から原文を攻めて行けば、まず絶対に誤訳することはない⁵¹という。

エ 誤植の問題

法整備支援において誤訳と並んで看過出来ないものが誤植の問題である。中村（2003）は、「私が犯したのか、誤植だったのか、ついに確認できなかった最大の誤訳は、イスラエルの初代首相ベングリオンの言葉「赦せ、だが忘れるな」が「忘れろ、だが赦すな」と前後入れ替わっていたことである。「忘れろ、だが赦すな」ではナンセンスであり、そのナンセンス性を私が校正の段階で見抜けなかったとすれば、これは明らかに重大な間違いである。」と告白する⁵²。この誤訳自体が原因ではないだろうが、パレスチナでは結局異なる民族間の相互理解が進まないから争いが絶えないのであり、そこに故意、不注意の誤訳・誤植が介在しているとしたらぞっとする。『法整備支援論』（2007）でも例えば「法務省法務総合研究所国際協力部」が正しいのに「法務商法務総合研究所国際協力部」と誤植されている⁵³。法整備支援の直接の対象となった法令条文において明らかに有害な誤植というものは寡聞にして知らない。しかしインドネシア税法において、恐らく当初は誤植であったであろう表現が国会審議を通過し成立、およそそこだけ当該法律の改正の趣旨と逆行する規定が存在することになり、これを奇貨とした租税行政実務がまかり通っている例がある。

(2) 言葉の創造の難しさ

亀卦川（2008）は法整備支援の特徴として観念の通訳に重みを置くことを述べる。法律の観念というのは歴史的、文化的な背景があるので、国によっては、そういった観念がそもそも欠如している可能性が高いという。例えば、本来の欧米の権利というのは、もっと社会に対する義務だとか、制約だとかが含まれている概念であるが、権利という言葉にしてみると意味が違ってしまわないかという批判があり、観念がないところに観念を生み出すのは非常に難しいという⁵⁴。そしてカンボジア法整備支援における具体例としてそもそも法律用語がないという問題を指摘する。この場合の翻訳者の選択肢として次の坂野（2003）の手法⁵⁵を示す。

カンボジア法整備支援の問題点（具体例） 翻訳者の選択肢

① 一般用語の法律用語化（「控訴と上告」「抗告」）

⁴⁹ 中村（2003）150 ページ。

⁵⁰ 当該書では「英文法」とするが、単に「文法」とすれば全言語に应用可能な方法である。

⁵¹ 中村（昭和 57）175 ページ。

⁵² 中村（2003）147 ページ。

⁵³ 河田（2007a）157 ページ、図 3-2。これを含めていくつかミネルヴァ書房に訂正を申し入れてあるが、いまだ訂正表は挿入されていない。

⁵⁴ 亀卦川（2008）89 ページ。

⁵⁵ 坂野（2003）の手法を亀卦川（2008）が引用して整理したもの。

- ② 説明的記述（「疎明」「とりあえずの証明」？）
- ③ 旧法の用語の復活使用（「補佐人」1920年仏語）
- ④ 造語（「死者の死亡」→「遺産の主」）

（出典：法整備支援と通訳翻訳業務（亀卦川（2008））抜粋）⁵⁶

例えば、日本の民法では「被相続人」という言葉を常識的に使用しているが、「被相続人」という言葉は世界的にみてどうも日本独自の言葉らしいとし、「被相続人」に相当するラテン語およびその流れをくむカンボジアの旧フランス法では「死者」となり、そうすると日本民法で「被相続人の死亡によって相続が開始される」という表現は結局、「死者の死亡によって相続が開始される」という表現になるというので、カンボジアで議論を重ねた結果、「被相続人」を「遺産の主」という造語をもって表現することにしたという⁵⁷。

日本による法整備支援の対象国にはいわゆる体制移行国が多くあり、竹内（2008）は、「例えば不動産登記の話をして、社会主義制度を採っていたほとんどの国ではそもそも土地は国有なので、単に日本の制度を英語に訳して説明しても、そう簡単に理解をしてもらえませんでした。」とし、「ベースがないものについて概念を説明する困難にたびたび直面しました。⁵⁸」といい、ベースがない概念について分かりやすく説明することは、「複数国を対象にする英語で行う研修では、（中略）不可能に近く、研修員の豊かな想像力に頼らざるを得ない場面もあります。⁵⁹」という。更に、「銀行に預金をする慣習のない国の研修員に、「手形・小切手法」の講義が行われる場合、どの程度までさかのぼって説明しないと理解が得られないのか不明であり、講義という限られた時間内で十分な理解を得るのは相当困難な状況⁶⁰」だったという。

（3）司法通訳と法整備支援における通訳・翻訳

ア 相違点と共通点

上述のとおり亀卦川（2008）は、司法通訳と法整備支援における通訳では基本的な違いはないとし、但し例えば、「事実の通訳」と「観念の通訳」の比重が異なる点を挙げている⁶¹。具体的には、司法通訳においては殺人事件があった場合に、殺人の故意を認定するための事実の通訳が必要とされる。または事実の通訳に重点が置かれるのに対して、法整備支援における通訳では故意概念の説明の通訳に重点が置かれるという⁶²。

司法通訳と法整備支援における通訳・翻訳の共通点については明示的に述べられていないが、①同じ法律用語・概念を駆使する点、②法の適用を受ける人々の生活に多大な影響⁶³を与える点が挙

⁵⁶ *Ibid.* 93 ページ。

⁵⁷ 詳しくは、坂野（2003）91—98 ページ参照。

⁵⁸ 竹内（2008・12）104 ページ。

⁵⁹ *Ibid.* 105 ページ。

⁶⁰ 竹内（2008・6）320 ページ。

⁶¹ 亀卦川（2008）87 ページ。

⁶² この他、渡辺（2003）は法整備支援の通訳は、法廷通訳、捜査通訳よりも学術度、抽象度において高度な能力が求められるといえ、また、通訳翻訳人としてのプロ精神とともに、支援対象国の求める基準に合致させようと務めるボランティア精神が期待されているとする。

⁶³ ベロニカ（平成 8）72 ページは「深刻かつ回復不可能な結果」と表現する。

げられると考えられる。

イ 法概念の通訳・翻訳における言語使用域等⁶⁴の等価性保持の限界

既に述べたとおり、理想型では「意味と内容とを、少しも変えることなく、決して何事も付け加えず、何事も削らず⁶⁵」に翻訳が実施されることが求められる。他方、水野（2006）は文学や法学といった分野毎に通訳・翻訳の「言語使用域」が異なるとし、裁判の場であれば、そこで使われる言語のレベルがある⁶⁶という。司法通訳の正確性については、意味内容の等価性のみを意味するという考え方と、言葉のあらゆるレベルにおいて字句どおりであることを必要とする考え方の2つの極端な立場があるものの、その中間的なもの⁶⁷を適当とする。ここで、判決書を例に掲げ、まず「罪となるべき事実」は全体が1文で書かれており、その文の長さが問題となるとする。極端な長文は、訳しやすくするために、内容は同じまま文章構造を変えて、短文に切って訳すことが可能であるが、「罪となるべき事実」は1つの罪を1文で表現するというで、1つの法的効果を持つものであり、そのように形態を変えて訳すことは、その意味は伝達できても、言語使用域等の等価性を失うことになる述べ。結論的に、司法の場での正確な通訳にとって、言語使用域等の等価性の維持は必要不可欠な要素であると言われるが、実際、判決書のような高度に専門化された文書の場合、等価性を維持しながら訳すことは非常に難しく、起点言語から目的言語へと、100パーセント完璧な形で言語使用域等を伝えることは不可能であり、法文化、法体系を熟知し、出来るだけ近い形を探っていくことが、現実的な対処法⁶⁸であるといい、筆者も同感である。法整備支援に当て嵌めて考えてみると、法律の起草支援を行う場合、言語使用域等の等価性保持に重点を置き、可能な限り長文でも法的構造維持を優先することとし、必要的に注釈を設け、注釈レベルで柔軟に短文により可能な限り分かりやすい表現を目指すことが望まれる⁶⁹。

ウ 司法通訳が十分に機能しない場合の悲惨さ

水野（2005）は道後事件を例にとって、いわゆる少数言語に関しては、質の高い通訳人を見つけることがいかに難しいか、関係者に通訳の重要性の認識があっても、その任務をきちんと遂行できる人材が存在しなければ始まらない⁷⁰とし、現状では司法への平等のアクセスは得られていないとする。道後事件とは、1989年12月に松山市の道後近くのアパートで、29歳のタイ人女性が同居していた3人のタイ人女性に殺害された事件である。被害者はマフィアの国際連携によるタイ人女性

⁶⁴ 法的意図・言語使用域・効果をいう。水野（2006）126ページ以下参照。

⁶⁵ 上述、中村（2001）iii。

⁶⁶ 水野（2006）126ページ。

⁶⁷ *Ibid.*

⁶⁸ 水野（2006）128ページ。129ページで法廷での通訳技法として「サイト・トランスレーション」の手法を紹介しており、参考になる。拙稿で紹介している法整備支援現場の通訳翻訳実務担当者は発言内容からこの手法に通暁しているだろうことが伺われる。

⁶⁹ 法整備支援事業本体における注釈作成の他、支援に関係した専門家による解説書の一般向けの出版も有効で実施が望ましいと考えられる。日本における外国法の継受が関係する法整備では明治期に、箕作麟祥によるフランス法解説書、富井政章等による新民法典の教科書が、戦後では団藤重光による『新刑事訴訟法綱要』がある。現代インドネシア法整備支援においても、和解調停制度強化支援プロジェクトに関連して、草野芳郎による『和解技術論』が”WAKAI: Menimbang Teknik WAKAI: Terobosan Baru Penyelesaian Sengketa”として翻訳されインドネシアにおいて一般向けに出版されている。

⁷⁰ 水野（2005）28ページ。

売買システムにおける売春管理者の立場にあった。加害者3人は非常に過酷な条件で道後のソープランドで働かされており、怒りや不満がつのり、被害者に対して1人は電話の受話器で殴り、1人はカッターナイフで首を刺し、1人は金槌で頭を殴り、3人で暴力をふるっている間に被害者が死亡した事案である。3人の女性の内1人が1996年に別の売春防止法違反容疑で逮捕され、道後事件の容疑者であることが発覚し松山へ移送され、松山地裁での判決は懲役8年となり、控訴は棄却され、服役した。控訴理由中の主な論点は、①同時傷害と②故意の有無であった。この事件での被告人の事件状況を説明する発言が、通訳人の能力不足と被告人自身の日本語の稚拙さのためうまく伝わらなかったにも関わらず、「確定的故意」をもって被害者を殺害したとされ、判決に至った点を論じている⁷¹。また第一審の裁判長が判決言い渡し時に「判決理由の通訳は必要なし」と述べたことが問題とされている。さらに控訴審では、第一審での日本人通訳と交代してタイ人の通訳が登場したが、被告人とのコミュニケーションはうまくとれるものの、日本語能力がかなり低かったため結局被告人の主張は裁判で正しく理解されることはなかったという⁷²。

次にMIZUNO (2008)は、Nick Baker 事件を例にとって、通訳能力面および職業倫理面からの通訳人の質の確保の必要性、法曹の事件に対する通訳のインパクトの認識の向上、捜査段階の通訳を介した手続の透明性向上を訴える。イギリス人 Nick Baker は、2002年4月13日に成田から上陸した際、麻薬密輸の容疑で逮捕その後起訴された。千葉地裁において有罪判決を受け懲役14年および500万円の罰金の刑に処せられた。控訴審ではこれを変更し、懲役11年および300万円の罰金の刑が言い渡された。被告人の主張の一つが、自身の証言の誤訳である。MIZUNO (2008)は、通訳の鑑定人として法廷での弁論の録音を入手したところ、被告人は非常にロンドンなまりが強いこと、通訳人は明らかにこのなまり混じりの英語を理解していないのにも関わらず、裁判長にうまく通訳できない事実を伝えていない職業倫理上の問題があること等を指摘した。この鑑定人の指摘に対して、控訴審裁判長は問題に気づいたが、判決理由の中では明示せず、量刑をもってバランスをとったとMIZUNO (2008)は推定しており、筆者も同感である。

さて、個別の司法通訳が十分に機能しない場合に被告人の生活に多大の影響を与えることが分かったが、翻って見れば、法整備支援ではおよそ法の適用可能性のある人々全体に影響を与えるのであるから、通訳・翻訳体制が司法通訳よりもハイレベルで整っていることが要求されてしかるべきではないだろうか。司法通訳で能力の高い通訳人を確保することが困難である理由として報酬等の待遇が安定していないため魅力が低いことが指摘されている⁷³。法整備支援においても通訳・翻訳の体制整備については重視されていないことは初めに述べたとおりであり、カンボジア等で能力の高い通訳翻訳人が確保できているのは組織的かつ計画的な通訳翻訳人養成の仕組みに基づくものではなく、幸運によるのである。

⁷¹ Ibid.

⁷² この点、筆者は、裁判長は①②の論点ともに被告人の口頭による説明は不要と考えたと推定する。というのは、被告人が使用した凶器が金槌であり、これで被害者の頭を殴ったというのであるから、殺意及び被害者死亡への貢献の高さも認定できそうだからである。しかしながら、様々な情状というものがあり、それが伝わっていれば量刑にさらなる影響があったことが考えられ、この点で通訳が十全に機能しなかったのは公平とはいえないようにも思える。

⁷³ 水野 (2004) 参照。筆者の司法通訳の経験からも確かに原則として報酬の支払い明細（根拠にした実働時間数等）は通知されないことは確認できる。単純な計算間違いがあった場合でも確認し難い状態にある。

エ 小括

以上のとおり、法整備支援における通訳・翻訳は、ほとんど予算なしで対応するとか、各長期専門家の自己研鑽に依存するという JICA や外務省の考えで容易に対処できる簡単な問題ではないことが分かった。誤訳予防のための十分な方策を行う必要も理解できる。

第3 日本での法継受における翻訳

1 明治期における法概念の継受と法律概念の翻訳

既に述べられたとおり、日本が支援する法整備において、相手国はそれまで有していなかった語彙や法概念に遭遇する⁷⁴。かつて日本においても、江戸時代末期から津田真道⁷⁵や西周⁷⁶や加藤弘之⁷⁷などの先駆者達がオランダに渡るなどしてまず法概念を理解した。これらの先駆者達は法概念を理解して日本語に翻訳するに当たって、多くの造語を行った。現代法整備支援の被支援国同様、既存の自国語の中にない概念を導入しなければならなかったからである。それらの造語には、後に理解が深まって改訳された造語⁷⁸、現在でも適切な訳語か否か議論がある造語⁷⁹がある⁸⁰。日本において短期間の間に新概念の造語が可能であったのは「漢字の持つ殆ど無限の新語造能力⁸¹」によるといわれる。

青木（2000）は、刑法上の「tentative」概念の箕作麟祥による翻訳の試みを例にとり、外国語の法概念を正確かつわかりやすく翻訳することは容易でないと主張している。

現行刑法第8章では章立てとして「未遂罪」を掲げる。その法律条文上の意義は、第43条第1項中の「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者」である。この他法学上の概念として、「着手未遂（未終了未遂）」、「実行未遂（終了未遂）」、が定着し、「予備」と「未遂」の境界がどこにあるかは法律学上の重要な論点となる。単なる「未遂」ならば、テレビドラマ等で繰り返し使われているから一般の国民にもなんとなく分かりそうだが、「実行未遂（終了未遂）」となると、犯罪を実行

⁷⁴ 坂野（2003）91 ページ等。

⁷⁵ 日本初の西洋法律書とされる講義録『泰西国法論』を訳出した。「民法」の訳語も津田が慶應4年にオランダの *Burgelyk regt* から創制したという（植村（昭和11）、穂積（大正5・51））。なおインドネシアの現行民法典の正式名称は、*Burgerlijk Wetboek* である。

⁷⁶ 津田同様に講義録『万国公法』を訳出した。「万国公法」の語は清国同治3年に中国語として訳語が存在していた。その後明治6年に至り、より優れた訳語として「国際法」という名称を箕作麟祥が果敢に創定した（穂積（大正5・52））。

⁷⁷ 明治初期においていわゆる国制論（憲法論）、国家論を展開した。西洋の国家体制と東洋、特に日本の国家体制の独自性の違いから翻訳書と自説では相当の溝が見られる。

⁷⁸ 例えば、上述の「万国公法」と「国際法」。

⁷⁹ 例えば、「権利」が適切か「権理」が適切かの議論。亀卦川（2008）89 ページ、三ヶ月（昭和53）282 ページ参照。ちなみに三ヶ月は明治期の法典編纂を指して「法典編纂事業というよりも、実際は法典翻訳事業と呼んだ方が適切かも知れぬ」と述べて、翻訳の重要性を強調する。

⁸⁰ 「憲法」という訳語の選定に当たっては、フランス六法の「コンスチテューション」に対して箕作麟祥が「憲法」を当てた後、「建国法」、「国憲」等の揺れがあり、明治天皇の勅命に「コンスチテューション」等に相当する語として「憲法」の文字が使われて以降定着したという（穂積（大正5・50））。なお「憲法」という語ないし文字は中国で「後漢書」以前から用いられていた（穂積（昭和11・2））。

⁸¹ 三ヶ月（昭和53）291 ページ。現代の日本による法整備支援において被支援諸国のうちベトナムの法知識吸収成長が著しいと言われる。これは、単にベトナム人が優秀だからといわれることも多いが、ベトナム語の語彙が実質的に漢語から成立していることから、新しい法概念に対する近代日本同様の造語的な理解がされていることが理由として挙げられるかもしれない。

したのか終了したのか遂げていないのか、日本語として一般国民に分かりやすい概念とは言えない。

「tentative」の訳語としての「未遂」の定着に決定的に重要な役割を果たしたのは、明治13年に完成した旧刑法の未遂規定と言われる。旧刑法第112条は「罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も、犯人意外の障礙若くは舛錯（せんさく）に因り未だ遂げざる時・・・」と規定し一種の公定表現となり、それ以来「tentative」を「未遂」と訳す慣行が徐々に定着していったものと思われるという。しかし「tentative」が主体的な「行為」に標準を合わせているのに対し、「未遂」は事態の「帰結態様」を客観的に記述する表現だから適切な訳とは言えない、フランス刑法第2条の規定の「tentative」が「中止され」たり「結果を欠いた」場合を想定できたのは、それが「行為」を表す言葉だったからに他ならず、「終了未遂」や「未終了未遂」という日本の法学用語が、日本語表現として著しく難解なのは、その点をまったく無視した表現だからである⁸²という。

他方、箕作麟祥は明治2年頃に初めてフランス刑法を翻訳し、理解が深まるにつれて改訳を重ねた。フランス刑法第2条「Toute tentative de crime qui・・・」は次のように翻訳された。

「重罪の犯を為んとする者・・・」（明治3年）

「重罪を犯さんと謀る者・・・」（明治6年）

「重罪を犯さんと謀る者・・・」（明治11年（改訳せず））

「凡そ（執行の開端に依り顕はれたる）⁸³重罪の謀試・・・」（明治16年）

「tentative」の訳語としては「謀試」の方が行為概念をよく表すものとして優れているように思える一方、旧刑法第112条が「未だ遂げざる時」を採用したのは、次に述べる発展的誤解の始まりだったかも知れない。

2 現代における法概念の継受と誤読：発展的誤解

現代日本においても法概念の継受は脈々と行われている。角松（2009）は国立マンション紛争を例にとって現代日本行政法・行政訴訟におけるドイツ由来の「互換的利害関係論」概念の継受と「生産的だった「誤読」」について論じている。

国立マンション紛争とは東京都国立市のいわゆる大学通り付近でのマンション建設を巡る国立市・建設業者対付近住民の一連の民事訴訟と行政訴訟⁸⁴をいう。争点は、①地区計画・建築条例自体の適法性、②本件マンションに対する建築基準法3条2項（既存不適格）適用如何、③20mを超える部分の建築差止・撤去、あるいは特定行政庁のその旨の是正命令の要否、④規制権限（是正措置命令）発動の義務付け請求の可否、⑤周辺住民の原告適格であった。

「互換的利害関係論」とは、ドイツ連邦行政裁判所1993年判決（BVerwGE 94, 151）で採られた考え方でその翻訳は次の通りである。

ドイツ連邦行政裁判所1993年判決（BVerwGE 94, 151）

「個別の地片を相互に両立しうる(verträglich)」利用へと導くことは、建築計画法の任務

⁸² 青木（2000）504ページ。

⁸³ カッコは筆者の挿入。qui以下の従属節の一部である。

⁸⁴ 東京地裁八王子支部決定2000年6月6日から最高裁判決2006年3月30日を含む3事件、10判決・決定に関連する紛争。角松生史「まちづくり・環境訴訟における空間の位置づけ」法律時報79巻9号（2007年8月）28-34ページ参照。

に属するものである。建築計画法は、このような形により、ありうべき土地利用紛争の調整を目指すことによって、土地所有権の内容をも規定する。建築計画法上の隣人保護は、したがって、相互的互換関係の思想に基づく。ある地片の所有者は、その利用において公法上の制限に服することにより、またその限りにおいて、その制限を尊重すべきことを、隣人との関係においても原則として主張しうるのである・・・建築計画法においてこの原則が現れる主要な事例は、地区詳細計画（Bプラン）の建築態様に関する規定である。それによって、計画に服するものは、その地片の利用に関して、法的な運命共同体へと結合されるのである。自らの地片の利用可能性に対する制限が、他の土地所有者もこの制限に服することによって、埋め合わせ（ausgleichen）されるのである」

（出典：角松（2009）II「互換的關係論」の導入（a）（下線太字も角松による））

この判決中の考え方はドイツ学説に由来し、この判決が山本隆司『行政上の主観法と法関係』（2000）等⁸⁵によって日本に紹介され、角松および本件原告弁護団の知るところとなり、原告弁護団が弁論に援用して、東京地判 2001 年 12 月 4 日（行政訴訟）に採用された⁸⁶とされる。更に東京地判 2002 年 12 月 18 日（民事差止訴訟）⁸⁷では「互換的利害関係論」が「誤読」されその「誤読」は生産的だったと指摘する。その後、最判 2006 年 3 月 30 日では、「互換的利害関係論」の助けを借りることもなく、正面から景観利益を認め、争点⑤の原告適格を認めるに至った⁸⁸。

この点、角松（2009）は「誤読」があったと指摘するが、筆者はそうには考えない。思うに、地裁判例、最高裁判例いずれも、ドイツ学説たる「互換的利害関係論」を正解し十分意識した上であえて直接適用を避けたのである。上記の「誤読」とは、ドイツ互換的利害関係論は、行政法令における制限を念頭に置いた議論であり、山本理論も行政法令によって生じる法関係を射程においた議論であるのに、本東京地判 2002 年 12 月 18 日では、行政法令には触れずに、不文のローカルな法秩序に基づいて権利義務関係の有無を判断している点を指す。しかし本件土地は絶対高さ制限のない第 2 種住居専用地域に指定された⁸⁹こと等から「互換的利害関係論」にいう行政法令による制

⁸⁵ 他に、山本隆司「行政訴訟に関する外国法調査 ドイツ（下）」『ジュリスト』1239 号 108-128 ページ（110 ページ）が引用されている。

⁸⁶ 東京地判 2001 年 12 月 4 日「前略 このような景観の特質をふまえて、さらに検討すると、本件地区のうち高さ制限地区の地権者は、法令等の定め記載のとおり、本件建築条例及び本件地区計画により、それぞれの区分地区ごとに 10 メートル又は 20 メートル以上の建築物を建てるができなくなるという規制を受けているところ、これら本件高さ制限地区の地権者は、大学通りの景観を構成する空間の利用者であり、このような景観に関して、上記の高さ制限を守り、自らの財産権制限を受忍することによって、前記のような大学通りの具体的な景観に対する利益を享受するという互換的利害関係を有している」後略」（下線部は角松（2009）による）。

⁸⁷ 東京地判 2002 年 12 月 18 日「前略 ある特定の地域や区画（以下、本号において単に「地域」という。）において、当該地域内の地権者等が、同地域内に建築する建築物の高さや色調、デザイン等に一定の基準を設け、互いにこれを遵守することを積み重ねた結果として、当該地域に独特の街並み（都市景観）が形成され、かつ、その特定の都市景観が、当該地域内に生活する者らの間のみならず、広く一般社会においても良好な景観であると認められることにより、前記の地権者らの所有する土地に付加価値を生み出している場合がある。」後略」

⁸⁸ 最判平成 18 年 3 月 30 日要旨：「1 良好な景観に近接する地域内に居住する者が有するその景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。（要旨 2、3 省略）。しかし、本件建物の建築は、景観利益を違法に侵害する行為に当たるとすることはできないとした。

⁸⁹ 最判平成 18 年 3 月 30 日「1 (3) ウ 前略 昭和 47 年から翌年にかけて、この地域を建物の高さが 10m までに制限される第 1 種住居専用地域に指定することを求める市民運動が展開され、これを受けて、昭和 48

限の埒外であるため、直接適用はできない。即ち判例は、法概念を正解した上で、その趣旨ないし精神⁹⁰を別の要件で示したのである。これは、ドイツ人から見れば「誤解」ともいえようが、痛切な「誤解」であって、十分歓迎できると思う。ただし、これは法概念の正確な翻訳の存在が前提であって、誤訳の上の誤解ではお話にならない。日本が実施する法整備支援においても、法概念の正確な伝達を行った上での現地事情に即した発展的理解（日本人から見れば誤解）は妨げるべきではない。

以上から、法整備支援における翻訳では、被支援国において、あえて継受されるべき法概念を元の意味とは違った用法で適用することに対する柔軟性も併有すべきことが示唆される。

第4 総括と提言

以上より法整備支援において通訳・翻訳が基礎的重要性を有するものであること、日本国内の近代法整備においては通訳・翻訳をも担当する優れた日本人法学者が存在したことが明らかになった。これらに基づいて次の提言を行いたい。

1 被支援国における通訳翻訳人育成の支援コンポーネント化

現時点では通訳・翻訳は法整備支援のツールとして位置づけられ、その重要性が認識されているところ、これを発展させ、通訳翻訳人の養成を法整備支援のコンポーネントにするべきである。第10回法整備支援連絡会では、法整備支援の手法、コンポーネントが一応確立されたという発表があった⁹¹が、通訳翻訳人育成を支援コンポーネントに取り入れる改善の余地がある。この点、名古屋大学では日本法教育研究センターを設立し、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアの学部学生を対象に日本語による日本法教育を実施しており、通訳・翻訳能力を有する法学者育成の先行的な試みとして参考になる⁹²。

2 日本による法整備支援における責任ある通訳・翻訳の位置づけ

法令起草支援に関する文章の謝辞や関係者名簿に、通訳翻訳人の名前に言及がある場合はほとんどない⁹³。しかし、概念の伝達に決定的な役割を担う通訳翻訳人は縁の下で黙々と働いて、法整備支援の基礎を形作っている。確かに通訳者は透明な存在であり、発言者になりきるのが基本的倫理ともいえるが⁹⁴、異文化の結節点(a locus of difference)⁹⁵として発言の欠缺を補完する強固な通

年10月、一橋大学から国立高校に至る大学通りの両側の奥行き20mの範囲の土地は第1種住居専用地域に指定されたが、本件土地は、絶対高さ制限のない第2種住居専用地域に指定された。」

⁹⁰ ドイツ学説中の「相互的互換関係の思想」は生きているのである。

⁹¹ 稲葉（2009）レジュメ。

⁹² 名古屋大学日本法教育センター（2009）参照。

⁹³ 例外に属するものとして、田中による「編集後記」（カンボジア民事訴訟法作業部会（平成19））参照。稲葉による「発行に当たって」（カンボジア民事訴訟法作業部会（平成19））では抽象的一般的に関係者への謝辞を述べ、そこには通訳翻訳者が含まれる。

⁹⁴ 鳥飼（2001）263ページ参照。但しそこで引用されているVenuti（1995）306ページは、結論的に通訳・翻訳の透明性は17世紀以来唱えられてきたが、現在はむしろ異文化の結節点として積極的役割をも果たすべきと主張している。

⁹⁵ 「差異の座」Venuti（1995）42ページ。なおIbid.306ページ、313ページ参照。

訳・翻訳の基礎がなければ、高度な構造物を形成することはできない。また法整備支援における不可欠のパーツとしての通訳・翻訳に対する責任を明確する必要もある。従って法整備支援成果物において通訳翻訳人の氏名を明示することも必要ではないか。

3 法整備支援において要望される通訳翻訳人像⁹⁶

法整備支援においては、専門家人材を確保することが課題である⁹⁷。この点については、主要な実施主体である法総研・JICA（外務省）・日弁連が内閣府・最高裁等の協力確保等を含め苦心している⁹⁸。他方、これまで見たとおり法整備支援における有能な通訳翻訳人の確保も必須課題である。ここでは、これまでの検討に基づいて法整備支援において要望される通訳翻訳人の条件を挙げてみたい。

法整備支援において要望される通訳翻訳人の条件（私案）

- 1 起点言語に精通していること
- 2 目的言語に精通していること
- 3 日本法の用語の知識があること（法学士等）
- 4 相手国法の用語の知識があること（法学士等）
- 5 法廷通訳人等法務通訳翻訳の経験があること
- 6 継続して法整備支援に関わっていること
- 7 起点言語の発音者（達）の論理矛盾・常識齟齬を指摘できること
- 8 訳の論理矛盾・常識齟齬を指摘できること
- 9 誤植を指摘できること
- 10 造語に対応する教養があること
- 11 ごまかしや知っているふりをしないという職業倫理（エトス）を有していること
- 12 平易な言葉で表現できること
- 13 途上国への法整備支援に対する熱意（パトス）があること

1、2についてはいうまでもない。3、4、5、6はそれぞれ連関しているからどれかの入り口を持っていれば十分である。但し6の条件が最も望まれる。法整備支援の現場で継続的に通訳を務めている者と単発の通訳人とでは目的言語の研修員の理解度に非常な違いが生ずる⁹⁹。7は、単なる透明な通訳翻訳人に留まらず積極的に誤訳の可能性を予防していく態度である¹⁰⁰。8は誤訳発見修正能力である。9は通訳翻訳人のみが両言語のチェックが可能であるところ重要な条件である。10では通訳翻訳人自身が柔軟性を持って、それぞれの言語の専門家のアドバイスをあおぐという態度が

⁹⁶ ベロニカ（平成8）72ページは、オーストラリアとアメリカにおける「法律通訳が果たして一般通訳よりも能力を必要とするか否か」という議論で両国が一致して出した答えは「イエス」とし、有能な通訳および法廷通訳者に望まれる能力を挙げており、筆者の私案と合致する事項も多い。

⁹⁷ 河田（2007a）158ページ等。

⁹⁸ 稲葉（2009）等。

⁹⁹ 河田（2007a）156ページ参照。

¹⁰⁰ 例えば、坂野（2003）96ページの姿勢。

重要である¹⁰¹。11 は、すでに述べたとおり、そうでなければ悲惨な結果を法の適用時にもたらす¹⁰²。12 は、やや先取的ではあるが現代においては法令が一般国民にとって容易に理解されるものであることが要求されるから、明治期日本の翻訳事業を乗り越えて法令用語の平易化を一挙に実現すること¹⁰³が求められる。現状の法整備支援は、ほとんど関係者の熱意（パトス（上記第13））のみで動いているが、将来的に法整備支援が組織的かつ計画的に機動してもこの要素は必須である。

4 法整備支援における通訳・翻訳費用予算等についての旧 J B I C 部門との連携

2008 年 10 月 J I C A は J B I C の一部と合併し、新生 J I C A となった。法整備支援における通訳・翻訳費用の確保の一案として旧国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation: J B I C）部門との連携が考えられる。筆者がインドネシアで司法改革支援に取り組んでいたとき、日本支援の縦割りの弊害は、J I C A 内の社会開発部門と経済開発部門との横の連絡の悪さ¹⁰⁴の他に、旧 J B I C との法整備支援のオーバーラップがあった。即ち旧 J B I C は融資事業を実効的に実施するため被支援国の法的予測可能性確保について重大な関心を有しており、独自にインドネシア法律関係者向けのセミナーを開催するなどの実質的法整備支援事業を小規模ながら展開していた。ここではそれを非難するのではなく、合併を契機に連携を強化し相乗効果を狙ってはどうかと提案するのである。旧 J B I C は灌漑等の物理的インフラ整備を行っており、文字通り道路 10 センチ分くらいの予算を通訳・翻訳にあてることは、比較的容易であるように思える。人員の上でも旧 J B I C との連携が望ましい。というのは、旧 J B I C の職員には法学部出身者が多く、法整備支援の意義に対する理解が得られやすいからである。

第 5 おわりに

1 今後の研究課題

誤訳防止の節で多くを述べることは出来なかったが、日本では特に英語による翻訳技術が相当に発達している。但しこれらの先行研究は主に文学作品の翻訳における悩みとその解決技術の示唆が中心であり、法務通訳・翻訳に関するものは少ない。今後は、学際的に、文学作品で先行している翻訳技術を法整備支援における通訳・翻訳に応用するためのモデルの研究を行うべきである。

2 結び

今後も国際化は進展していき、各人の語学能力向上努力は当たり前となるであろう。しかしながら、自宅に餅つき機を導入しても、「餅は餅屋」というくらいで、餅屋の餅の完成度に太刀打ちできないように、専門的通訳・翻訳者の必要性は減じないだろう。もちろん技術¹⁰⁵の高度化は要求されてしかるべきであるが、事件に関する事実をテキストで入力したら判決が得られるという裁判の自

¹⁰¹ 例えば、箕作麟祥（通訳翻訳人）が辻士革（漢文学者）に相談した態度（野田（1961）36 ページ）。

¹⁰² 上述、水野（2004）、水野（2005）MIZUNO（2008）。

¹⁰³ 青木（2000）496 ページ、穂積（昭和 11・86）277 ページ等参照。

¹⁰⁴ 河田（2007 b）140 ページ参照。

¹⁰⁵ 例えば、コンピュータによるテキストの翻訳技術や音声言語の機械的な通訳・翻訳技術が想定される。

動販売機¹⁰⁶が実現し裁判官が不要になることがいまだ現実的ではないように、起点言語を入力すれば目的言語の訳が得られるという自動販売機が実現し自然人による通訳・翻訳が不要になるということもいまだ現実的ではない。

法整備支援と言葉の問題は実は奥が深い¹⁰⁷。まだまだ探求することが多い。効果的国際協力を推進するのならば、法整備支援における言葉の取扱を軽視することはあり得ない。

以上

参 考 文 献

<日本語文献>

青木 人志 「法律概念を翻訳する難しさ tentative と「未遂」」 『一橋論叢』第124巻第4号
平成12年(2000年)10月号 2000年10月。

アダム・スミス 水田 洋 訳 「諸言語の起源に関する論文：諸言語の最初の形式および本源的
並びに複合的諸言語の特質の違いについての諸考察(原題：A Dissertation on the Origin of
Languages or Considerations Concerning the First Formation of Languages and the
Different Genius of Original and Compounded Languages” The Philological Miscellany
vol.1 (1761))」『道徳感情論 下』 岩波書店 2003年4月。

植木 直一郎 「法窓夜話の記事について」『続 法窓夜話』 岩波書店 昭和11年3月。

上原 敏夫 「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」『ICD News』 第35号 2008年
6月。

『朝日新聞』 1945年7月11日～8月18日。

石川 明 他 『法学六法'09』 信山社 2008年10月。

伊藤 隆 他 編 『近現代日本人物資料情報辞典』 吉川弘文館 2004年7月。

稲葉 一生 「法整備支援の現状と課題」 第10回法整備支援連絡会資料・議事ノート 2009年
1月。

岡林 直子 「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して」 『ICD News』 第
31号 2007年6月。

小貫 芳信 「長期専門家の報告を聞いて」 『ICD News』 第35号 2008年6月。

外務省「専門家派遣事業の評価調査報告書」 2001年8月。

¹⁰⁶ 法情報学の一分野として研究自体は行われている。

¹⁰⁷ 中村(昭和58)が「なぜ英語を学ぶのか」という節で、「自分が日頃あまり意識しないで使っている日本語そのものを自覚的に捉え直し、ひいては、日本語を使って生きている日本人とは何であるかということを考える、そのためには外国語という鏡が必要であり、現在、私たちにとって最も身近な外国語は英語なのであるから、それで英語をいわば日本人としての自己認識のために学ぶのだ、という態度が基本になくなくてはならないはずである。」といっているが、この指摘の中の「語」を「法」と置き換え、且つ、欧米の他に発展途上諸国をも「鏡」とするに思い至るならば、法整備支援に対する示唆に富んだ内容が見えてくる。

角松 生史 「「互換的利害関係論」の日本への継受と退場—概念の継受と法制度・市民意識」『科研 法整備支援の影響評価と日本の役割』H20年度第二回研究会 レジюме・議事ノート 2009年2月。

河田 宗三郎 「インドネシア津波災害後アチェ ADR 制度支援」金子 由芳・香川 孝三 編『法整備支援論』、ミネルヴァ書房 2007年3月a。

河田 宗三郎 「インドネシア司法改革支援中間報告」『ICD NEWS』第30号 法務省法務総合研究所国際協力部 2007年3月b。

カンボジア民事訴訟法作業部会 正式名称：国際協力機構カンボジア法整備支援プロジェクトカンボジア民事訴訟法作業部会『カンボジア王国民事訴訟法同付属法案集（各逐条解説付）民事訴訟法要説』法務省法務総合研究所国際協力部 平成19年1月。

亀卦川 健一 「法整備支援活動における通訳翻訳」『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会 2008年12月。

草野 芳郎 「和解技術論 第2版（インドネシア語題名 “WAKAI : Menimbang Teknik WAKAI : Terobosan Baru Penyllesaian Sengketa” Grafindo 2008年）」信山社 2003年6月。

国際協力機構 「民間人材を活用する業務における業務の類型及び難易度の格付けに関する基準について」日付なし。

国際協力機構社会開発部 「インドネシア共和国和解・調停制度強化支援プロジェクト事前評価報告書」平成19年（2007年）3月。

国際協力事業団・国際協力機構 「評価結果要約表」。

小堀 桂一郎 『宰相 鈴木貫太郎』文芸春秋 昭和57年8月。

坂野 一生 「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって」『ICD News』第7号 2003年1月。

鈴木貫太郎伝記編纂委員会 『鈴木貫太郎伝』鈴木貫太郎伝記編纂委員会 昭和35年8月。

高山 正也 「国立公文書館の現状と有識者会議最終報告に基づく改革に要する課題」『ジュリスト』No. 1373 有斐閣 2009年3月。

竹内 真由美 「国際協力と通訳翻訳 法整備支援の業務」『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会 2008年12月。

— 「国際民商事法研修会に参加して」『ICD News』第35号 2008年6月。

田中 嘉寿子 「2007年度 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」『ICD News』第34号 2008年3月。

田中 恵葉 「外国人事件と刑事司法：通訳を受ける権利と司法通訳人に関する一考察」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』No.12 2006年2月。

団藤 重光 「刑事訴訟法全面改正のこと」『わが心の旅路（再追補）』有斐閣 1997年4月。

— 「新刑事訴訟法の啓蒙活動」『わが心の旅路（再追補）』有斐閣 1997年4月

津田 守 編 日本通訳翻訳学会監修 『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会 2008年12月。

鳥飼 玖美子 『歴史をかえた誤訳』新潮社 2001年5月。

- 「はじめに」『法務通訳翻訳という仕事』 大阪大学出版会 2008年12月。
- 内閣総理大臣官房総務課監修 『新公用文用字用語例集』 ぎょうせい 1986年7月。
- 仲 晃 『黙殺：ポツダム宣言の真実と日本の運命 上下巻』 日本放送出版協会 2000年7月。
- 中村 保男 「原爆投下は誤訳によってなされたのか」 『時事英語研究』 第52巻第5号 研究社出版 1997年8月。
- 『翻訳の技術』 中央公論社 昭和48年12月。
- 『翻訳はどこまで可能か』 ジャパン タイムズ 昭和58年7月。
- 『名訳と悪訳』 講談社 1989年2月。
- 『翻訳の秘訣 理論と実践』 新潮社 昭和57年6月。
- 『創造する翻訳 ことばの限界に挑む』 研究社出版 2001年5月。
- 中村 保男・竹下 和男『英和翻訳の原理・技法』 日外アソシエーツ 2003年3月。
- 日本弁護士連合会 『日弁連新聞』 第383号 2005年12月。
- 野田 良之 「明治初年におけるフランス法の研究」『日仏法学』No.1 日仏法学会 1961年9月。
- 秦 郁彦 編『日本近現代人物履歴事典』 東京大学出版会 2002年5月。
- 平石 務 「インドネシアの司法改革支援」金子 由芳・香川 孝三 編 『法整備支援論』 ミネルヴァ書房 2007年3月。
- 福澤 諭吉 「福澤全集緒言」『福澤全集』巻之一 時事新報社 明治31年1月。
- 福澤 諭吉 述 『福翁自伝』 時事新報社 明治32年6月。
- ベルリッツ、チャールズ 『ベルリッツの世界言葉百科（原題：Native Tongues）』 中村保男 訳 新潮社 昭和58年10月。
- ベロニカ.L.テイラー 「法廷通訳の問題を日本はどのように解決していくべきか」『時の法令』 第1515号 大蔵省印刷局 平成8年2月。
- 法務省法務総合研究所 『ICD News』 各号。
- 法務省法務総合研究所 「法整備支援のための基盤整備について（国際化検討会第14回検討会用資料 14-1）」 平成15年5月14日。
- 法務省法務総合研究所国際協力部 「第8回法整備支援連絡会」 『ICD News』 第31号 2007年6月。
- 穂積 陳重 「法律の学語」『法窓夜話』48 大正5年1月。
- 「憲法」『法窓夜話』50 大正5年1月。
- 「民法」『法窓夜話』51 大正5年1月。
- 「国際法」『法窓夜話』52 大正5年1月。
- 「フランス民法を以て日本民法と為さんとす」 『法窓夜話』61 大正5年1月。
- 「憲法といふ語」『続 法窓夜話』2 岩波書店 昭和11年3月。
- 「法律語の国語化」『続 法窓夜話』86 岩波書店 昭和11年3月。
- 眞鍋 佳奈 「カンボジア法整備支援」 法整備支援論講座資料・講義ノート 2008年12月。
- 三ヶ月 章 「法と言語の関係についての一考察」『民事訴訟法研究』 第7巻 有斐閣 昭和53年10月。

- 水野 かほる 「適正な通訳が保障されるために 司法通訳人に対するグループ・インタビューから」 『国際関係・比較文化研究』 第2巻 第2号 静岡県立大学国際関係学部 2004年3月。
- 水野 真木子 「歴史の中の外国人関連事件と通訳」 『千里金襴大学紀要』 No.36 2005年10月。
- 「判決文の通訳における等価性保持の可能性と限界」 日本コミュニケーション学会 2006年。
- 箕作 麟祥 訳 『仏蘭西法律書 憲法民法訴訟法商法治罪法刑法（明治6年6月）』 自由閣 明治20年4月 翻刻出版。
- 『増訂 仏蘭西法律書 上巻 憲法民法（明治16年12月）』 博聞社 明治21年10月。
- 『増訂 仏蘭西法律書 下巻 訴訟法商法治罪法刑法（明治16年12月）』 博聞社 明治21年10月。
- 百瀬 明治 『「適塾」の研究』 PHP研究所 1989年11月。
- 横井 忠夫 『誤訳・悪訳の病理』 現代ジャーナリズム出版会 1972年4月。
- 呼子 紀子 「インドネシア法整備支援に参加して」 『ICD News』 第34号 2008年3月。
- 渡辺 由紀子 「法務通訳翻訳の世界—その多様性と将来性」 大阪外国語大学大学院 2003年。

<外国語文献>

- Berlitz, Charles *Native Tongues*, Grosset & Dunlap Publishers Newyork 1981.
- Venuti, Lawrence, *The Translator's Invisibility ; A History of Translation*, Routledge 1995.
- MIZUNO Makiko, "Nick Baker Case : The Challenges Encountered in Improving the Quality Control of Legal Interpretation in Japan," 『金城学院大学論集 社会科学編』 第5巻第1号 2008年9月。
- Newmark, Peter, "About Translation," *Multilingual Matters* 1991.
- United Nations, "Remote interpretation," United Nations General Assembly, Fifty – Sixth Session A/56/188 July 2001.

<ウェブサイト>

- H.S.Truman Library : The Decision to Drop the Atomic Bomb
http://www.trumanlibrary.org/whistlestop/study_collections/bomb/large/index.php (last visited on 1 March 2009)
- The White House " Press release on 6th August " 6th August 1945
 - Secretary of War " Drafts of Press release " June - July 1945
 - Colonel John N " Memorandum for General Arnold " 24 July 1945
 - H.S.Truman " Handwriting note " 25,26 and 30 July 1945
 - H.S.Truman " Approval for suggestions WAR 41011 " 30 July 1945
 - AGWAR Washington " WAR 41011 " 30 July 1945
- 内閣官房 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議の設置について」（平成17年）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/konkyo.html> (last visited on 1 March 2009)
- 内閣官房 Translation of Laws and Regulations

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data2.html> (last visited on 1 March 2009)

名古屋大学日本法教育研究センター 「名古屋大学のアジア法整備支援」

<http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/content/43> (last visited on 1 February 2009)

名古屋大学大学院情報科学研究科情報システム専攻外山グループ 「日本法令英訳プロジェクト」

<http://www.kl.i.is.nagoya-u.ac.jp/told/s23a13101je.2.2.txt> (last visited on 1 March 2009)

国立国会図書館他

- － 「大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間中立条約 1941年条約第6号」 1941年4月30日公布
- － 「Atlantic Charter 大西洋憲章（英米共同宣言）」 1941年8月14日
- － 「Cairo Communiqué カイロ宣言（日本国に関する英、米、華三国宣言）」 1943年11月27日
- － 「大東亜戦争終戦の詔書」 1945年8月14日

<箕作麟祥・箕作阮甫に関するウェブサイト>

<http://210.128.252.171/portrait/datas/336.html?c=0> (last visited on 1 March 2009)

<http://www.tvtnet.ne.jp/%7Eyougaku/mimasakanoyougaku/mimasakanoyougaku-mitukuririnnshou.html> (last visited on 1 March 2009)

<http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/mitukuri.htm> (last visited on 1 March 2009)

<http://www.tsuyama-ct.ac.jp/honkou/moyooshi/senjoyou99/pamphlet/mitukuri.htm> (last visited on 1 March 2009)

http://www.tsuyama-ct.ac.jp/honkou/moyooshi/senjoyou99/pamphlet/mitu_07.htm (last visited on 1 March 2009)

<http://gos.but.jp/genpo.htm> (last visited on 1 March 2009)

A Sketch on Translation in Technical Legal Assistance by Japan : Avoiding mistranslation while having no fear of misunderstandings

Sozaburo MITAMAYAMA KAWATA

Abstract

Laws and regulations formed in cooperation with Technical Legal Assistance from Japan have great deal of influence of translation apart from the contents of the Japanese legal systems itself. That is because it is necessary to go through translation in explaining a legal system that is also a linguistic system while the Japanese legal experts are not always experts of the language, the current custom and law of the recipient country.

On the other hand, the position of translation as a tool of technical transfer in the dispatch of JICA experts has not always been significant. Hesitation of budgeting for translation is especially prominent.

There are unique difficulties within translation in Technical Legal Assistance such as 1. difficulty of accurate translation and 2. Difficulty of term creation.

As for the difficulty of accurate translation, the existence of unique rules of use of legal terms and wording of legal text in Japan is reckoned. As for the difficulty of the term creation, while it is known that the translation of ideal concept is emphasized as a characteristic in the Technical Legal Assistance, the ideal concept of law has historical and cultural backgrounds therefore one may find the lack of the equivalent ideal concept in the recipient country. Actually, in the Technical Legal Assistance for Cambodia, the Japanese legal experts faced the problem of lack of equivalent legal terms in Khmer. This paper introduces the choice of translator facing that kind of problem.

After discussing the above problems, this paper provides the following suggestions.

1. Making the promotion of translators in the recipient country as a component of Technical Legal Assistance,
2. Positioning translation where it deserves with its responsibility in Technical Legal Assistance,
3. 13 required conditions for translator in Technical Legal Assistance,
4. Realizing close teamwork with former JBIC sectors in Technical Legal Assistance regarding financing translation budget etc.